

秋田県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和4年12月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	道村大川線	南秋田郡大潟村字西野150番2から70番5まで	7.24～16.54	0.110
	新	道村大川線	〃	15.95～37.51	0.118

2 供用開始の期日 令和4年12月28日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和4年12月27日（火）から令和5年1月10日（火）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）